

# 平成29年度鳥取県理学療法士等修学資金修学生募集要綱

## 1 修学資金借受者の資格

理学療法士等養成施設に在学している者（言語聴覚士にあっては、大学等で受験資格を得るために必要な科目を修得中である者も対象となる。）であり、卒業後鳥取県内において理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）の業務に従事しようとする強い意思がある者。

## 2 貸付金額（月額）

国公立等養成施設（大学、短期大学、高等専門学校を含む）	32,000円
その他の養成施設（大学、短期大学、高等専門学校を含む）	36,000円

## 3 返還方法

貸付終了（卒業）の1年後から返還開始。

但し、返還猶予の要件に該当する場合は所定の期間、返還が猶予される。

なお、返還猶予期間中に鳥取県外に転出したり、理学療法士等の業務を廃止したときは直ちに返還となる。

返還期間は原則修学資金の支給を受けた期間内とし、月賦均等払とする。

※退学した場合は、退学の翌月から返還開始

## 4 返還猶予の条件

貸付終了後、理学療法士等として鳥取県内に就業しているとき。

## 5 返還の免除の条件

養成施設を卒業した日から2年以内に、理学療法士等の免許を取得し、かつ鳥取県内において修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間以上従事したとき。

## 6 募集期間

平成29年4月1日（土）～平成29年4月14日（金）

## 7 募集定員

100名

※募集定員を超過した場合は、「1 修学資金借受者の資格」をより満たすと判断した者を優先的に選考

## 8 申請方法

募集期間内に所定の書類を在学する養成施設に提出すること。

## 9 問合せ先

鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課医療政策担当

電話：（0857）26-7207

FAX：（0857）21-3048